

埼玉県収入証紙制度廃止



# キャッシュレスで

# 便利に!

コード決済が  
使えるんだ!

私も電子マネーを  
使ってみようかな

令和5年10月2日(月) キャッシュレス決済開始

令和5年12月末日  
証紙の販売終了

令和6年3月末日  
証紙の利用終了

窓口申請

キャッシュレス決済は2種類

電子申請

窓口でのキャッシュレス端末による支払手続

●クレジットカード及びデビットカード (Visa, Mastercard)



※Jデビットはご利用になれません。

●電子マネー (nanaco, WAON, 楽天Edy)



●電子マネー (Kitaca, Suica, PASMO, TOICA, manaca, ICOCA, SUGOCA, nimoca, はやかりん)



※PiTaPaはご利用になれません。

●コード決済 (PayPay, au PAY, 楽天ペイ, d払い)



「埼玉県電子申請・届出サービス」による  
来庁不要の支払手続

●クレジットカード  
(Visa, Mastercard, JCB,  
American Express, Diners Club)



●ペイジー

※ペイジー番号を発行し、ペイジー対応のATMやインターネットバンキングの手続画面に、発行した番号を入力することで支払いができる方法

※申請時に講習の受講が必要な手続などについては、電子申請が利用できないものもあります。

これまで証紙をご利用いただいていた手続については、  
令和6年1月から原則として現金でのお支払はできなくなります。  
電子マネーなど身近なキャッシュレス手段をご用意ください。



詳細は順次  
コチラに掲載します!



お問合せ 埼玉県出納総務課 TEL. 048-830-5739 MAIL. a5710-14@pref.saitama.lg.jp

彩の国 埼玉県

⚠ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。